

(令和6年10月29日開催分)

〔出席者〕

湊総長

稲垣理事、岩井理事、江上理事、小幡理事、北川理事、國府理事、澤田理事、樫木理事、野崎理事、引原理事

〔オブザーバー〕

宇佐美副学長、大嶋副学長、笠井副学長、杉野目副学長、時任副学長、宮川副学長、米田副学長、山口監事、吉貴監事

- ・令和6年度第8回役員会議事録（案）について、了承された。

議 事

1. 京都大学教員の任期に関する規程の一部改正について  
次の理由により、所要の改正を行う旨説明があり、審議の結果、原案通り決議した。
  - 1 エネルギー理工学研究所附属カーボンネガティブ・エネルギー研究センターにおいて雇用する准教授、講師、助教について、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第4条第1項第1号に該当する職として、同法第5条第1項の規定に基づき、任期を定めた雇用を行うため。
  - 2 大学院農学研究科食品生物科学教育研究プロジェクトにおいて雇用する教員について、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第4条第1項第3号に該当する職として、同法第5条第1項の規定に基づき、任期を定めた雇用を行うため。
2. 京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程の一部改正について  
ハラスメントの防止等に向けた大学の取組の一環として、ハラスメントに起因する問題に係る調査状況及びこれを踏まえた必要な措置について担当理事が部局の長に対して勧告を行うことができることを規定するため、所要の改正を行う旨説明があり、審議の結果、原案通り決議した。
3. 営利企業役員等兼業の許可手続における役員会審議について  
兼業の許可基準等の一部変更に伴い、所定の基準を満たした場合における、利害関係のある営利企業の役員等兼業の許可手続において、役員会の議を経て総長が許可することができることとする旨説明があり、審議の結果、原案通り決議した。